

# 多民族国家シンガポールの小学校入学登録制度

黒田 明雄

倉敷芸術科学大学留学生別科

(2005年9月30日 受理)

## 1 はじめに

数学と理科の国際学力調査TIMSS (2003) において、多民族国家シンガポールは世界1位の座に輝いた。我が国の学力低下が話題になっている今日、これからの教育のあり方を考える上で、シンガポールと我が国の教育を比較することは重要であると考え。

シンガポールの成功の要因は歴史に遡り学校の内外に求められる。学校外部の要因としては、国家環境、国家像、経済政策、人材育成方向、人口政策などがあげられる。一方、学校内部には日本の公立学校に見られない能力別教育制度や試験制度、学校形態、理数系科目重視の教育、バイリンガル教育、IT教育、入学登録制度などがみられる。これらはシンガポールの今日の反映と無関係ではない。

その中でも本稿では、シンガポールの小学校の入学登録制度を取り上げて言及したい。シンガポールの場合、潜在能力を効率よく引き出そうとする能力主義(実用主義)の考え方がベースにあり、入学事情はかなり異なっている。ここでは、まず、イギリス植民地時代の学校の設立状況を概観した上で、戦後から現在に至る入学登録制度の変遷について、歴史的経過を踏まえながら考察を加えていきたい。さらに、小学校の入学登録日の様子(1997年7~8月の教育調査)から、その実態をとらえたい。

## 2 イギリス植民地時代(1819-1941)の学校の設立

シンガポールが近現代史の上で世界的に注目されるのは、イギリス人ラッフルズ(Stamford Raffles 1781-1826)の上陸1819年1月30日に始まる。マレー半島の先端に位置し、東西の中継貿易の中継地点として恵まれた地理的条件を満たしていた。ラッフルズ上陸当時は、荷物の積み下ろしの舞台となるシンガポール川河口に人口約150人(マレー人120中国人30)が住んでいただけであった。

ラッフルズは滞在期間(1819-1823)、都市計画にしたがって熱帯林に覆われた島の開発を進めている。都市開発の様子は、「港湾、造船所、倉庫、政庁、警察署、裁判所、商店、市場、教会、劇場、学校、植物園などの建設が開始され、住民にはエスニック・グループ別の居住区域が割り振られた。ラッフルズはまた自ら英国法に基づく法令を起草し、実施した。」<sup>1)</sup>と記されている。1824年にイギリスの植民地となるが、規制の緩やかな自由貿易港として、シンガポールの名は東西に知れ渡り、中国人、マレー人、インド人などが

職を求めて労働者として移民してきた。当初から移民の大部分は出身地の異なる華僑と呼ばれる中国人が占めていた。開発と貿易は並行しておこなわれ、人口は増加の一途をたどっている。

ラッフルズが上陸した同年11月に「マレー人のコーラン学校数校、教会学校1校、小規模な中国語学校3校、および48名の学生がいるだけの英語学校1校がある」<sup>2)</sup> という記録がある。異なる言語、宗教、習慣、文化を背負って生活する人々のために、民族別・言語別の私的な教育の場が設立されている。

植民地初期の学校の設立状況を知るために、イギリスの東インド会社の教育方針をみてみると、「原住民の権利を守る義務があるので、マレー語による初等教育を行う。知識をもち、正直で熱心に働き、英語ができる、会社に忠実な職員を養成するのが最終目的である。しかし会社がすべての教育を行うことは不可能だから、地域社会とキリスト教団の手で教育活動がすすめられることを期待する」<sup>3)</sup> と述べられている。この方針から分かるように、私塾的な学校、寄付金による学校、出身地別の華僑団体による学校、キリスト教会による学校などが設立されている。

イギリス植民地政府の教育への関与については、次のように述べられている。「移民に対して定着や同化を奨励することもなく、彼らの子供の教育も政府の責任とは考えなかった。少数の公立学校は、英語でイギリス式の教育を行うエリート校（英語校）とマレー語で行うマレー人小学校のみで、大部分の子供はそれぞれのエスニック・グループの言語で出身国の制度に従って教育を行う私立校に通った。」<sup>4)</sup>

イギリス植民地政府はあるものすべての学校を支援統括する状況になく、どの学校に入学するかは各家庭に任されていた。長く続くイギリス植民地政府のもとで一定の社会構造と秩序ができあがり、英語系、中国語系、マレー系、タミル系の4つの言語系統の学校が独自の発展を遂げている。つまり統一された教育制度はなく希望する授業用語の学校へ進むようになっていたと考えられる。

### 3 人口政策と入学登録制度の萌芽期

#### 1) 戦後の人口増加と国家による入学関与

日本占領（昭南島時代1942. 12-1945. 8）期を経て、1946年に再びシンガポールはイギリス植民地になった。イギリス植民地政府下の教育部は学校の再開・復興に努めている。教育開発10年計画<sup>5)</sup>の中に「すべての人種に男女の別なく平等に教育の機会を提供すること」や「初等教育の無料化」などの記載がみられる。

統計によると1947年（約94万人）1957年（約144万人）1965年（約180万人）。戦後の時期に急激な人口増加が起きている。この人口増加が政治、経済、教育などの各方面に及ぼした影響は計り知れない。人口増加は労働や生活上の問題と関連するだけでなく、学齢期の児童の入学に大きな影響を及ぼすことになった。1949年にシンガポール家族計画協会

(SFPA)によるボランティア組織の活動が始まっている。

人口が増加し、政治的に不安定な社会状況下で、建国の父となるリー・クワン

ユー (Lee Kuan Yew 李光耀 1923-) が政治の表舞台に登場する。シンガポールが主権国家へ至るこの時期、リー・クワンユーの存在は見逃すことができない。(表1)

1956年の教育政策白書にはリー・クワンユーもかかわっており、後のシンガポールの教育政策や教育制度につながっている。その白書のもとになった報告書の中に、4言語の扱い、異なる種別の学校の扱い、授業用語、教育内容の扱いなどについての重要な課題も明示されていた。<sup>6)</sup> 急激に人口が増加していく中、統一した教育制度のない状況下で、異なる方言を母語とする中国系の人々、マレー系の人々、インド系の人々の教育を実施するのは容易なことではなかった。国民統合の視点からも大きな課題があった。

人口増加に伴い1957年から対応策として二部制が導入された。希望する授業用語別の学校への入学を、1つの学校で1つの教室を午前と午後を使用することにより保障しようとしたが、実際は無理があった。現在もこの二部制は多くの小学校で存続している。

1959年の総選挙で人民行動党は圧勝し、リー・クワンユーは首相に選出され強いリーダーシップを発揮していくことになる。イギリス植民地下での自治政府の教育省は、1960年から小学校の入学を中央管理制に切り替えることと学校新設計画を発表した。ここに入学に関する国レベルでの関与がみられる。

このような発表に至る背景は、次の3点に集約できる。<sup>7)</sup>

- ① 人口増加に伴う市街地区の人口構造の不均衡
- ② 人口稠密区における学校数の不足
- ③ 特定学校(英語)への入学希望の集中

長年にわたるイギリス植民地下で自由貿易の中で、英語の果たす役割が大きくなっていった。したがって英語系の学校への集中を招いたことは必然的な出来事であった。急激な人口増加が進む中、イギリス植民地下で形成されてきた統一性のない教育制度や入学のやり方では、入学希望者の要望に応えにくい状況になっていたと考えられる。

1963年にマレーシア連邦下の自治政府は、初等教育6年、中等教育4年、後期中等教育2年、高等教育という教育制度に統一した。この制度下で、6歳から10歳までの10年間の教育の保障、初等教育と前期中等教育の4つの授業用語の選択、英語か中国語による後期中等教育と高等教育の実施を目指した。自治政府は公用語としてマレー語、英語、中国語、タミル語の4言語の平等性を保ち、希望する小学校への入学を認めたが、授業用語とカリキュラムの問題は複雑さを極めたと推測できる。

表1 シンガポールの独立への流れ

1954年	人民行動党 (the Peoples Action Party : PAP) の結成
1956年	イギリス植民地下の教育省による「教育政策白書」発行
1959年	総選挙で人民行動党圧勝 (43/51議席) イギリス連邦の自治国となる リー・クワンユー首相誕生
1963年	イギリス植民地からマレーシア連邦として独立 マレーシア連邦の独立に伴いシンガポールは自治州となる 総選挙で人民行動党多数派 (37/51議席)
1965年	政治問題でマレーシア連邦から分離・独立 シンガポール共和国誕生

1965年、シンガポールは政治的要因でマレーシア連邦から独立し、淡路島程度の国土と出自の異なる民族を有する主権国家として新たな歩み始める。

## 2) 生き残りをかけた人口政策と教育改革

シンガポール独立の動きには複雑な政治的背景がある。40年前の独立当時には、急激な人口増加、政治的不安定、民族的対立、無資源、産業のないこと、失業率の高さ、スラム等など何ひとつとして明るい見通しはなかった。中継貿易にたよる小国にとって、救いは地理的な立地条件とイギリス植民地時代の産物として英語の話せる労働者がいることくらいであった。したがって、独立国家として生き残るためには、早急に経済発展につながる実用的な政策を次々に打ち出す必要性があった。強引とも受け取られる人口政策は国益優先から発信されたものである。

1965年の独立後から人口および家族計画局 (SFPPB) は、5ヶ年毎の家族計画政策を打ち出し出生率の低下に努めている。1972年には「Two is enough」という2人っ子政策も実施され、1987年まで効力を発揮している。この目標の達成への協力者には優遇措置を、違反者には罰則で対応するというものであった。入学に関して一例をあげてみたい。1973年に発布された法律の一つに、「第4児およびそれ以降の子は、小学校の選択で後回しになる。ただし第4児が最後の場合、または、両親のいずれかが断種した場合は最初の3児と同じ優先権が与えられる。」<sup>8)</sup> という内容がある。また、他の人口政策には「不妊手術をした親の第二子までには希望する小学校への優先的入学権が与えられる」<sup>9)</sup> 「3人以上の子どもをもつ場合、分娩費用が高くなり、扶養控除が減額され、希望する小学校へ進学できない」<sup>10)</sup> という文言もみられる。徹底した人口抑制政策は出生率の低下に寄与し、世界的に注目を浴びている。このような人口抑制政策が小学校の入学制度に影響を与えたことは間違いない。教育制度、国益優先、経済発展、人口政策は関連しているのである。

1979年には、独立以来の教育制度の成果と課題を分析したゴー・レポート、いわゆる教育改革報告書がでた。ゴー・ケンスイ国務相兼副首相 (Goh Keng Swee 呉慶瑞) 調査チームは、「Education Wastage」の問題を初めとする教育の諸問題の原因を柔軟性にかける教育制度にあるとした。教育改革の方向は「すべて同じ教育を保障する」という考え方から「能力に応じた教育を受けることが教育の平等」という考え方に傾き、早期教育、競争原理を基盤にすえた現在の複雑な能力別教育制度に至っている。

少子化で人口減少が問題となっている日本は1億人、当時のシンガポールは約200万人。シンガポールの立場からみれば、国家の維持発展のためには、「子は宝、貴重な人的資源」であり、また、経済停滞は国家の存亡につながる。自由に任せていたら国がなくなってしまう危機感があり、国家優先の考え方が根本にある。シンガポールの経済発展につれて、国民はリー首相率いる政府の教育政策に、次第に一定の理解を示さなければならないようになっていったと考えられる。

こうして人的資源を有効に生かそうとする教育政策は、世論と教育現場の実践の網を通して、改訂を繰り返しながら今日の各制度につながっている。次に、改訂教育制度の下で実施された1985年度と1989年度の入学登録制度を取り上げる。

#### 4 1985年度入学登録制度 —高学歴女性の子女の入学優先制度—

1983年8月の建国記念集会の演説で、リー首相は「女性の学歴と出産児数」<sup>11)</sup>と題して、国民の前で高学歴女性の多産奨励政策の必要性を訴えた。首相の演説内容は、高学歴女性の優遇政策と結び付き、1984年1月の幼稚園及び小学校への入学優先順位の改訂発表に至った。これは演説直後から国内のみならず国外においても大きな話題となった。国の経済発展のためには、優秀な人材を育成しなければならないというリー首相の考えは、政府の方針と一体化し、具体化されていった。教育省によって提示された優先順位を示した入学登録条件は、おおよそ次の通りである。

[1985年度入学登録条件]<sup>12)</sup>

- 第1期A ・大学卒業の女性で3人の子供がいる場合
- 第1期B ・大学卒業の女性で2人の子供がいる場合
- 第2期A ・Aレベル合格の女性で3人の子供がいる場合
  - ・Oレベルにも合格していない女性で不妊手術をした場合の第一子
  - ・本校に関係がある場合
- 第2期B ・Oレベル3科目以上合格者の女性で2人以上の子供がいる場合
- 第2期C ・大学卒業の女性で子供が1人の場合
  - ・その他

このような母親の学歴、高学歴女性を優先する制度が具体化される背景を理解するためには、既婚女性の学歴と民族別出産状況、学歴と結婚状況の分析結果、及び建国の父リー首相の考え方を知る必要がある。

データの分析結果、低学歴の女性の出生率の高さに比べて、高学歴女性の出生率の低さや未婚率の高さが問題となった。リー首相は「こんな不平等なやり方で我々が子孫を残していったら、わが国は現在の水準を維持できません。能力のレベルは低下します。わが国の経済はつまずき、行政はだめになり、社会は下り坂になります。・・・将来のコンピュータ社会、ロボット社会では、もっと多くの高学歴労働者が必要なのです。」<sup>13)</sup>と説いている。また、演説の中で「教育の改善や生産性向上の効果が全面的に表れるのは、10年から20年後のことです。すぐに結果が出るような単純な運動は、全部やってしまいました。・・・最終的には、わが国は潜在能力を最大限に発揮するところまで行くでしょう。最大限の潜在能力を決定するのは、生来の能力、われわれが個人として、集団として、どんな人間なのかということなのです。」<sup>14)</sup>「人間の能力は才能と養育によって決まります。天性つまり遺伝的にもっているものの方が、養育つまり環境と教育よりも、大きな決定要因である」

15) と述べている。

演説の内容は、遺伝子主義をあまりにも前面に押し出し、低学歴の女性や未婚女性を誹謗したもののみとられ、多くの国民の賛同を得ることができなかった。入学登録条件に記載された露骨な表現は物議をかもし出し、各方面から批判や制度の見直しを迫られた。

1984年2月に、トー議員 (Toh Chin Chye 杜進才) は「市民の平等を規定した憲法に違反する」<sup>16)</sup> として1985年度の入学登録制度を批判している。リー首相率いる人民行動党に所属するトー議員の発言は、同党を支持する国民や活動家を代表する多くの声でもあった。

同年3月、テイ教育担当国務相 (Tay Eng Soon 鄭永順) は選挙区において、国家の将来と制度への理解を求めて、次のような発言をしている。「3人の子供を持つ大卒の母親は約200人にすぎず同制度の実質的影響は少ないこと、また昨年の小学校卒業試験 (PSLE) 結果によれば全国350校の5分の4以上が合格率75%以上を記録している等の数字をあげて、学校差が平均化している現在、有名校に集中する必要がないことなど」<sup>17)</sup>

同年3月の国会で、ゴー第一副首相兼教育相 (Goh Keng Swee 吳慶瑞) は次のような答弁をしている。<sup>18)</sup> 「大学卒の入学優先順位制度は多くの不満を引き起こしており、その点は理解できる。・・・しかし、同制度は優秀な人々だけが優秀な子供を生むことができるとの考えから考案されたと一部の人々が誤解したため、問題がセンシティブになってしまった。」 「問題の根はシンガポールの社会習慣が経済の進歩についていけなくなったことにある。・・・統計によれば、大卒の母親は一般女性より9倍多くの優秀学生を生んでいる。これが生まれつきのものか、養育によるものかは問題ではない。大卒女性の4分の3 (毎年約2,200人) が未婚者のプールに加えられるとすれば、その社会的喪失ははかりしれない。」 このように政府は繰り返し新制度への理解と同意を求めている。

しかし、「高学歴の女性には結婚と多産を奨励し、低学歴の女性には避妊を奨励する」という意味にも受け取られた同制度は、国民の多くの支持を得ることは至らなかった。

1985年5月の国会にて、トニー・タン教育相 (Tony Tan Keng Yam 陳慶炎) は正式に制度の廃止を発表した。結局、高学歴女性優遇措置は1985年度の入学登録制度に適應されただけであった。同制度

表2 高学歴女性優先の入学登録制度

の発端から廃止までの歩みをまとめてみる。(表2)

政府は制度の廃止を発表するに当たって、理念は正しいがやり方が悪

1983年8月	リー首相	建国記念日の集会で演説 高学歴女性の独身・少産傾向を憂慮
1984年1月	政府	高学歴女性の出産奨励措置発表
1984年2月	トー議員	高学歴女性の子女優遇を批判
1984年6月	総理府	貧困家庭で第3以上不妊手術に報奨金発表
1985年3月	トニー・タン教育相	大卒女性子女優先措置撤廃を表明
1985年4月	リー首相	大卒女性子女優遇措置廃止を受け入れる
1985年5月	トニー・タン教育相	大卒の母親優遇制度廃止を正式発表

かったのもっとソフトなやり方で行うべきであったという主旨の内容を発表している。1985年の入学登録制度は1年限りで廃止になったものの、その有効期限は続くのである。そこで示された制度を信じ家族計画を実施した家庭への対応は、その後の入学登録制度の

登録条件の中に配慮された形で反映されていく。1985年版の影響を引きずる1989年の入学登録制度をみてみよう。

## 5 1989年度入学登録制度

政府の徹底した人口抑制計画の成功と裏腹に、既婚女性の出生率の大幅な低下や人口の高齢化に伴い経済発展停滞への懸念が強くなっていった。そこで政府は1987年に、1972年以来実施してきた人口抑制「2人っ子政策」から出産奨励「3人の子供を奨励する政策」に転換した。経済発展を達成した次の段階は、経済維持、更なる経済発展を担う優秀な人材育成にウェイトが置かれていく。

優秀な人材を育成したいという政府の意図と不評に終わった高学歴女性優先の入学登録制度の修正と事後対応を兼ね備えた1989年度入学登録条件は以下の通りである。

[1989年度入学登録条件]<sup>19)</sup>

分類Ⅰ シンガポール国民またはシンガポール永住権を持つ子供

- 第1期
  - ・第2子、第3子が兄姉の在学している学校を選ぶ場合
  - ・母親が本校の卒業生で、1984年9月24日から1986年3月14日の間に第2子以降を生んだ場合
- 第2期A
  - ・親、兄姉の在学した学校を第1子、第2子を選ぶ場合
  - ・親が本校の顧問、管理者、役員、職員である場合
  - ・Oレベルに合格していない母親が1984年1月24日以降、第1子、第2子を生んで不妊手術をした場合
  - ・親の一方がAレベルまたは同等のレベルに合格していて、1984年9月24日から1986年5月14日の間に第3子を持った場合
- 第2期B
  - ・親が本校と直接関係があり、第1子、第2子、第3子を持つ場合
  - ・親の一方がOレベル3科目に合格または同等のレベルで、1984年9月24日から1986年3月14日の間に第2子、第3子を持った場合
- 第2期C
  - ・一人っ子、二人兄弟、三人兄弟の家庭の場合
  - ・兄姉が本校に関連のある学校に在学している場合の第2子、第3子
- 第2期D
  - ・第4子以降が生まれた後、親の一方が40才までに不妊手術を受けた場合
- 第3期
  - ・第1期、第2期に該当資格がなかったり登録できなかったりした場合

分類Ⅱ シンガポール国民でなくシンガポール永住権のない子供

- 第4期 シンガポール国民でなくシンガポール永住権のない場合

1985年度版にみられた「大学の学歴」と「女性」の表現は陰を潜めたが、「親の学歴」「親のステイタス」「家族計画」の文言は明記されている。改訂された入学登録制度は実に複雑であるが、1984年1月23日の高学歴女性優遇措置から1985年5月14日の大卒母親優遇制度廃止の間の正式発表に対応した家庭に配慮した条件になっている。つまり、1989年度の

入学登録制度は、1985年度版の修正版となっているだけでなく、リー首相率いる政府の意図を踏まえ、表現を変えた形で現れているのである。

## 6 1998年度入学登録制度と入学登録風景

リー首相の下での経済発展を成し遂げ、約15年間続いた人口抑制政策は大任を果たした。それとともに入学登録制度の改訂もおこなわれていった。1991年にはゴー・チョクトン (Goh Chok Tong 呉作棟) が二代目首相に就任し、『ネクスト・ラップ -2000年のシンガポール-』(1991. シンガポール政府) で国家の進むべき方向を示している。国家の教育の目標は「潜在能力を最大限に引き伸ばすこと」と明記されている。ここでもリー首相の思いは引き継がれている。

筆者は1997.5.26~1997.6.4と1997.7.19~8.20の計約40日間、シンガポールのテマセク小学校 (TEMASEK PRIMARY SCHOOL) を中心に教育調査を実施した。この期間、二部制の学校の登校時から職員の退出までを観察した。併せて入学登録風景についても観察をおこなった。以下に1998年度の入学登録制度の詳細を記す。

[1998年度入学登録条件]<sup>20)</sup>

分類Ⅰ：シンガポール国民またはシンガポール永住権を持つ子供

第1期 兄姉が在学している学校を選ぶ場合

申請日：7月8日(火) 7月9日(水)

発表日：同日

この時期登録されるすべての子供は本校に在籍できる

第2A期 親または兄姉が本校を在籍した場合

親が本校の諮問/管理委員会のメンバーの場合

本校の職員の子供

申請日：7月14日(月)

発表日：7月17日(木)

第2B期 親が本校に直接関係のある場合

申請日：7月22日(火) 7月23日(水)

発表日：7月26日(土)

第2C期 これまでの段階において条件に該当しなくて登録できなかった場合

申請日：7月30日(水) 7月31日(木) 8月1日(金)

発表日：8月6日(水)

第2C補欠期 第2C期においても登録ができなかった場合

申請日：8月13日(水)

発表日：8月16日(土)

分類Ⅱ：シンガポール国民でなくシンガポール永住権のない子供



## 第3期 シンガポール国民でなくシンガポール永住権のない場合

申請日：9月2日（火）

発表日：9月2日（火）

各時期において登録定員を越えた場合の優先条件

1. 学校まで1km以内の児童
2. 学校まで2km以内の児童
3. 学校まで2km以上の児童

上記の条件に照らしても登録定員を越えた場合

保護者立ち会いのもとでの抽選

## [登録に必要な物 (Documents required at time of registration)]

## 1) 子供に関する物

- ・シンガポール出生証明書（国民の場合）
- ・国民証明書（誕生した時点で国民でない場合）
- ・出入国許可書（永住権所有者の場合）
- ・出生証明書、パスポート、扶養家族パス（国民でない在住者の場合）

## 2) 両親

- ・シンガポール生まれの国民証明カード (National Registration Identification Card)
- ・出入国許可書
- ・就労パスまたは労働許可書

## 3) 第二A期と第二B期の場合

- ・第二A期に申し込む者は、校長が両親や兄弟姉妹の状況を証明したレターを提示しなければならない。
- ・第二B期に申し込む者は、学校に直接関係する組織のレター、その両親がメンバーであることを証明するレターを提示しなければならない。

## 4) 医療

入手可能な場合、免疫証明書（ジフテリア、破傷風、小児マヒ、はしか）

## 5) 委任状

両親は子供の登録を親戚や友人に委任するレターを出してもよい。書類の正しい証明コピーは認められる。しかし、原本の書類は1998年1月2日までに学校に確認のため提示しなければならない。

## 6) 住所

- ・所有権が完全でないならば原本の売買書類が必要である。
- ・登録のために住所を使う両親は、子供が小学校1年に入学して2年以内に所有権を移さなければならない。

- ・育ての親の住所を使うならば、法定の申告書が必要である。
- ・両親は登録の前に教育省から法定の申告書を手に入れなければならない。

1989年度版と比べると、「学歴」や「第〇子」という表現は消えて随分洗練された記述になっている。能力の高い子供に応じた小学校の設置、スクールランキングの公開、繰り返される入学登録制度の改訂などの施策により制度の安定は図られていったと考えられる。

[入学登録風景]<sup>21)</sup>

毎年7月から8月にかけて、シンガポールの小学校には、夜も明けぬ早朝より保護者の長蛇の列ができる日がある。両親は我が子を少しでもよりよい教育環境の小学校へ入学させようと考えて、入学の手続きをとるために並ぶのである。と言っても早いもの勝ちというわけではない。

一定の条件が提示されて、該当する日に保護者が学校に行つて入学登録手続きをする仕組みになっている。1997年7月1日の英字新聞ストレートタイムズのHOMEのページに大きな見出しで、入学登録手続きを開始する知らせが掲載された。「Primary 1 registration begins next week」(小学校一年生の入学登録は来週から始まる)のもとに詳細な日程や条件などが提示された。中国語新聞やマレー語新聞、タミル語新聞にも見られる。マスコミを通じて一斉に国民に知らされるのである。同様の内容は学校にも掲示されている。登録条件は英語で「P 1 Registration Exercise」、中国語で「小学一年級新入学登記」、マレー語、タミル語の4言語で規定が示されていた。多民族国家ならではの。細かい規定が定められている。新一年生を持つ保護者には見落とすことのできない情報である。

1998年1月の新入生を対象とした1997年7月30日(水)4回目の第二C期のテマセク小学校での保護者の登録風景である。同小学校では、午前中、2年4年6年の授業が通常通りおこなわれていた。1年生の定員300人の内、すでに3回目の第二B期までに決まっている人を除くと、4回目の第二C期の募集では124人の空きがある。この情報は新聞やテレビによって知らされる。

第二C期の募集期日は3日間あるが初日に集中する。一番乗りの保護者は朝4時に学校来て、昨日から用意された椅子に座って待っている。7時の時点で約30人、8時に約100人、8時半には約150人…午前中に178人と長蛇の列ができる。午後にも登録に訪れている。この期の募集124人に対して、それを上回る人がきていることになる。

中国系の保護者が多い中、マレー系、インド系のシンガポリアンの姿がみられる。母親、父親、両親、祖母同伴者、国際結婚らしい白人の父親、アジア系の外国籍の人、両親とも中国人と多様である。

インタビューを試みた。マレー系のシンガポリアンのSさんは夫婦で来ていた。父はテマセク小・中学校の卒業。二児の父であり兄の入学のため来ている。この学校は地域でもよい学校だと話してくれた。中国東北地方の工業大学卒業のRさんも夫婦で来ていた。ドイツ系の会社に勤務。4年間住んでいて市民権があるそうだ。この学校は便利な上に入

気があると言っていた。香港人のUさんは、中国の大学を卒業後、日本の大学も卒業している。当地で永住権の取得申請をしているそうだ。友人からこの学校を紹介されたと言っていた。インタビューからもテマセク小学校の人気のうかがえる。

登録の手順は4段階あった。①ホールでIDカードによる保護者確認・子供の出生証明書確認…②教室で先生が何組かに分かれて保護者面接・書類確認…③事務室で教育省と連動したコンピュータで二重登録の確認・登録…④校長室で最終面接 定員を超えた場合、近い通学距離の人を優先する。それでも決まらない場合は抽選で決定となる。以上のような流れで毎年7月8月に新入生の小学校が決められるのである。

毎年7月と8月に教育省の提示する入学優先条件の枠組みの中で、親は子供の将来を案じ、学校選びに力を注がなければならない厳しい現実がある。

早い段階から「能力を効率よく最大限に引き出そう」とする競争原理のはたらいた教育制度の中に組み込まれていくのである。小学校入学登録制度は、その入り口に当たると言えないだろうか。中学校への進学には別の形での分配制度がある。

## 7 2006年度入学登録制度

教育省は潜在能力を引き出そうとする一貫した考え方のもとに、人材育成のシステムを作り出す教育改革を進めている。そして世界一の人材育成を目指した多様な学校や教育プログラムを整備しつつある。2006年1月の新入生に適應された入学登録条件は以下の通りである。

[2006年度入学登録条件]<sup>22)</sup>

分類Ⅰ シンガポール国民またはシンガポール永住権を持つ子供

- 第1期 ・ 兄姉が在学している学校を選ぶ場合
- 第2期A 1 ・ 親が本校に在籍し、2004年1月30日以前に同窓会に加入している場合  
・ 親が本校の諮問／管理委員会のメンバーの場合
- 第2期A 2 ・ 親または兄姉が本校に在籍した場合  
・ 親が本校の職員の場合
- 第2期B ・ 親が2004年7月1日以前にボランティアとして学校へ協力し、かつ親が2005年6月までに最低40時間のボランティアをしている場合  
・ 親が本校に直接関係のある教会のメンバーの場合  
・ 親が積極的な地域リーダーとして認められている場合
- 第2期C ・ これまでの段階において条件に該当しなくて登録できなかった場合
- 第2期C補欠 ・ 第2期Cにおいても登録できなかった場合

分類Ⅱ シンガポール国民でなくシンガポール永住権のない子供

- 第3期 ・ シンガポール国民でなくシンガポール永住権のない場合

1998年度版にはみられなかった両親の学校への貢献度が顕著に登録条件に現れた制度になっている。親の文化遺産が重視され、ソフトな表現に変容してきた。シンガポール人の中には、条件が毎年のようによく変わることは恒例となっている。そこには、シンガポール政府が、国家の現状と未来を見据え、親の社会貢献を促す巧みな舵取り教育政策も含まれていると考えられる。

## 8 おわりに

本稿ではシンガポールの入学登録制度の変遷とその背後にある考え方について考察した。入学登録制度の原型はシンガポールの独立頃から現れてくる。その変遷を大きくとらえると次のようになる。

厳しい社会情勢の中、経済発展を最優先課題に置き、人口抑制対策を実施したことに始まる。その対策の一つとして、抑制協力者と非協力者では入学順位に差をつけた。次に、更なる経済発展のために優秀な人材を育成する意図から、入学優先条件に高学歴女性や両親の学歴が加えられた。その後、経済発展と能力主義の教育制度改革の前進につれて、入学条件に「学歴」の文言は消え、親の文化資本や社会貢献が重視されるようになってきた。小学校入学登録制度は、早い段階から潜在能力を効率よく引き出す教育制度の入り口となっている。

シンガポール政府は独立以来、「経済発展なくして生き残れない」を掲げ、国家存亡の危機感を国民と共有することに努めている。一学年5万人にも満たない子供たちの潜在能力に国家の未来を託し、時代を背負う優秀な人材を育成しようとしている。2004年には三代目首相に、リー初代首相の息子リー・シェンロン (Lee Hsien Loong 李顯竜) が選ばれているが、82歳の現役政治家リー・クワンユー初代首相は上級相職をゴー・チョクトンに譲り顧問相となり、現在も国の育ての親として、国家の舵取り役兼ご意見番として目を光らせているのである。

## 注及び引用文献

- 1) 中原道子「歴史的背景」綾部恒雄・永積昭編『もっと知りたいシンガポール』弘文堂, 1987年, 16頁。
- 2) 前田清茂訳『シンガポール事情 1819-現在』天理教東南アジア研究室, 1972年, 107頁。  
原書は中国語の『新加坡150年』南洋商報社。
- 3) 金谷敏郎『シンガポールの青少年と教育』財団法人国際青少年育成振興財団, 1995年, 56頁。
- 4) 田中恭子「政治と経済」綾部恒雄・永積昭編『もっと知りたいシンガポール第2版』弘文堂, 1995年, 204頁。  
公立学校とは植民地政府立学校であると考えられる。
- 5) 阿部宗光編『マレーシア・シンガポールの経済発展と教育計画』アジア経済研究所, 1970年, 196頁。
- 6) 同上書, 197頁。
- 7) 同上書, 203頁。
- 8) 谷沢慎一郎『シンガポールの成功』サイマル出版会, 1981, 99頁。
- 9) 高山正樹「シンガポールの人口政策と労働問題」アジア地理研究会『変貌するアジア-NIES・ASEAN 諸国における開発と地域変容-』古今書院, 1990年, 97頁。

- 10) 山下清海「シンガポールの近代化と華人社会」日中地理学会議『アジアの都市と人口』古今書院, 1992年, 161頁。
- 11) 黄彬華・呉俊剛編/田中恭子訳『シンガポールの政治哲学(下巻) -リー・クワンユー首相 演説集-』勁草書房, 1988年, 演説の詳細は209-305頁を参照。本書の原文は, その都度, シンガポール政府の広報官が報道関係者に配布したものである。数ある演説記録の中から編者によって選択されたものが訳書になっている。
- 12) 日本シンガポール協会「月刊シンガポール4号」1984, 4-5頁。これは現地英語新聞 The Straits Times 1984.3.4の要訳。要訳された1985年度版入学登録条件の表現を一部変更。
- 13) 黄・呉/田中訳, 前掲書, 296頁。
- 14) 黄・呉/田中訳, 前掲書, 292頁。
- 15) 黄・呉/田中訳, 前掲書, 293頁。
- 16) 浅野幸穂「1984年のシンガポール」『アジア動向年報1985年版』アジア経済研究所, 363頁。
- 17) 日本シンガポール協会, 前掲書, 5頁。
- 18) 日本シンガポール協会, 前掲書, 4頁。
- 19) 攬上哲夫「シンガポールの小学校」(冊子) 29-30頁。攬上氏はシンガポール日本人学校に勤務していた。翻訳された1989年度版入学登録条件の表現を一部変更。
- 20) 教育省発表の1998年度入学登録条件をテーマセク小学校で入手。この入学登録条件は学校の掲示板上に4言語のポスターで公示されていた。The Straits Times 1997.7.1にも掲載。これらをもとに1998年度入学登録条件及び登録に必要な物に関して筆者が翻訳。
- 21) 黒田明雄「シンガポールの教育制度 -入学登録-」『シンガポール1号』社団法人日本シンガポール協会, 2005。拙稿においても紹介。
- 22) <http://www.moe.gov.sg/esp/schadm/p1/phases.htm>の2006年度版入学登録条件を筆者が翻訳。

#### 参考文献

- Gwee Yee Hean and Joseph Doray, K.M. Waldhauser, Zahoor Ahmad. (1969) .150 YEARA OF EDUCATIO IN SINGAPORE. Stamford College Press.
- Lee Kuan Yew. (1966) .New Bearings in Our Education System. A ministry of Culture Publication.
- 阿部宗光編「マレーシア・シンガポールの経済発展と教育計画」アジア経済研究所, 1970年。
- 前田清茂訳「シンガポール事情 1819-現在」天理教東南アジア研究室, 1972年。
- 岩崎育夫他「シンガポール (1969-2004)」『アジア動向年報』アジア経済研究所, 1970-2005。
- S.Jayakumae編/斉藤志郎訳『Our Heritage Beyond/シンガポールの知恵』サイマル出版会, 1984。
- ピーター・S・J・チェン/木村睦男訳『シンガポール社会の研究』めこん, 1988。
- 黄彬華・呉俊剛編/田中恭子訳『シンガポールの政治哲学(上巻) -リー・クワンユー首相演説集-』  
『シンガポールの政治哲学(下巻) -リー・クワンユー首相演説集-』勁草書房, 1988。
- 竹下秀那『シンガポール リー・クワンユーの時代』アジア経済研究所, 1995。
- Lim Chong Yah編著/岩崎輝行・森健訳『POLICY OPTIONS THE SINGAPORE ECONOMY/シンガポールの経済政策上巻』  
『POLICY OPTIONS THE SINGAPORE ECONOMY/シンガポールの経済政策下巻』勁草書房, 1995。
- 岩崎育夫『リー・クワンユー -西洋とアジアのはざままで』岩波書店, 1996。
- Lew Kuan Yew/小牧利寿訳『THE SINGAPORE STORY Memoris of Lew Kuan Yew I/リー・クワンユー回顧録(上)』  
『THE SINGAPORE STORY Memoris of Lew Kuan Yew II/リー・クワンユー回顧録(下)』日本経済新聞社, 2000。
- 田村慶子『シンガポールの国家建設』明石書店, 2000。
- Lew Kuan Yew/木村規子訳『What Japan Can Learn Lee Kuan Yew/目覚めよ日本』たちばな出版, 2001。

## Registration of Children for Admission to Primary 1 in Singapore

Akio KURODA

*Course in Japanese Studies for Students from Overseas*

*Kurashiki University of Science and the Arts,*

*2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan*

(Received September 30, 2005)

The purpose of this paper is to study the registration of children for admission to Primary 1 in Singapore. The transition of the admission registration is as follows:

After around the independence of Singapore from Britain, the original model of the admission registration was specified.

Under severe social situation, economic development was put to a top priority. In consequence of rapid population increase, parents who practiced birth control and parents who did not practice birth control were treated differently in getting high-ranking for the admission registration as one of the population control : the former was treated better than the latter.

As Singapore aimed at its more economic development, mothers who have high educational background, and then parents who have high educational background were given priority to the admission registration.

Under further more economic development and educational reform of meritocracy which are regarded as very important, cultural capital and social contribution of parents were given weight to.

I believe that the admission registration is the entrance of education system to bring out the potential of children efficiently at the early stage.